

和光市道路後退用地寄附採納基準

(趣旨)

第1条 この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路後退部分の土地（以下「道路後退用地」という。）の寄附等に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) この基準において、「道路」とは、建築基準法第42条の規定に定めるものをいう。
- (2) この基準において、「道路中心線」とは、建築基準法第42条第2項の規定等による道路後退が行われる前の道路中心線をいう。

(寄附採納の要件)

第3条 道路後退用地を寄附しようとする場合は、次の各号に定める要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 道路後退用地に接する道路は、市が管理し、また、所有する土地であること。
- (2) 道路中心線から道路後退線までの水平距離が、2メートル以上あること。
- (3) 道路に不要な物件（建築物、工作物、電柱、汚水枡、量水器及び止水栓等）を撤去し、交通の安全に支障が無いこと。
- (4) 寄附は全て無償とし、寄附しようとする土地が分筆され、所有権以外の権利（抵当権等）の設定が無いこと。
- (5) 寄附をするために必要な物件の撤去、測量、境界標の設置又は撤去及び分筆登記等にかかる費用については、土地所有者が負担するものとする。
- (6) 土地所有者全員から寄附申請されること。

(一方後退の場合)

第4条 建築基準法第42条第2項の規定により一方後退をする道路の場合は、第3条第1項第2号中の「道路中心線」を「反対側の道路境界線」、「2メートル」を「4メートル」と読み替えるものとする。

(隅角部の切り取り)

第5条 道路後退用地に接する道路が、国、県又は市が管理する他の道路と同一平面で交差し、若しくは接続する場合、適切な長さで隅角部を切り取る（以下「隅切り」という。）ことについて、次の各号に定めるところにより土地所有者は市と協議をするものとする。

- (1) 市が隅切りを必要と判断し、その土地を取得しようとする場合は、道路後退用地を除き、原則として市が土地を買収するものとする。
- (2) 市が隅切りの土地を買収しようとするとき、1平方メートル当たりの買収価格は、その土地に係る固定資産税評価額によるものとし、隅切りの面積を乗じて買収価格を

算定する。

(3) 買収しようとする土地の測量、境界標の設置及び分筆登記等にかかる費用については、原則として市が負担するものとする。

(事前協議)

第6条 土地所有者は、第7条に規定する道路敷地寄附採納願（様式第1号）を提出する前に、道路中心線及び道路後退用地を図示した測量図を作成し、市と協議をすること。

(道路敷地寄附採納願の提出)

第7条 土地所有者は、道路後退用地を寄附しようとするとき、道路敷地寄附採納願に係る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(寄附採納の適否)

第8条 市長は、前条の規定による道路敷地寄附採納願が提出されたときは、その内容の適否を審査決定し、寄附採納結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(道路境界の明示)

第9条 土地所有者は、前条の規定により寄附採納結果通知書を受けたとき、道路後退用地に市が指定する境界標を設置し、道路境界を明示すること。また、道路後退用地の寄附後に不要となる境界標を撤去すること。

(寄附証書の提出)

第10条 土地所有者は、第8条の規定により寄附採納結果通知書を受けたとき、寄附証書（様式第3号）に係る書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(登記)

第11条 寄附及び土地の買収に伴う所有権移転登記は、市が行うものとする。

(道路後退用地及び隅切りの道路整備)

第12条 前条の規定により市に所有権を移転した道路後退用地及び隅切りにおける道路整備工事は、原則として市が行うものとし、工事の内容及び施工時期については、市が決定するものとする。

(適用除外)

第13条 和光市まちづくり条例（平成18年条例第51号）第16条に規定する開発行為等及び同条例第48条の2に規定する小規模開発行為等については、第5条及び第12条の規定を適用しないものとする。

(その他)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この基準は、令和7年4月22日から実施する。